ラトビア共和国	平成二十九年六月二十日
モルドバ共和国	平成二十九年六月二十日
パラオ共和国	平成二十九年六月二十一日
スロベニア共和国	平成二十九年六月二十三日
ジャマイカ	平成二十九年七月十九日
シリア・アラブ共和国	平成二十九年七月二十六日
ブラジル連邦共和国	平成二十九年八月八日
ドイツ連邦共和国	平成二十九年九月十五日
ルクセンブルク大公国	平成二十九年九月二十一日
モーリシャス共和国	平成二十九年九月二十一日
インドネシア共和国	平成二十九年九月二十二日
シンガポール共和国	平成二十九年九月二十二日
アルゼンチン共和国	平成二十九年九月二十五日
クロアチア共和国	平成二十九年九月二十五日
アルメニア共和国	平成二十九年十二月十三日

締約国	承認書の寄託日	当該締約国についての発効日
ベトナム社会主義共和国	平成二十九年六月二十三日	平成二十九年九月二十一日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
エルサルバドル共和国	平成二十九年六月二十日	平成二十九年九月十八日
エストニア共和国	平成二十九年六月二十一日	平成二十九年九月十九日
タイ王国	平成二十九年六月二十二日	平成二十九年九月二十日
ルワンダ共和国	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年九月二十七日
キリバス共和国	平成二十九年七月二十八日	平成二十九年十月二十六日
ナミビア共和国	平成二十九年九月六日	平成二十九年十二月五日
ラオス人民民主共和国	平成二十九年九月二十一日	平成二十九年十二月二十日
レバノン共和国	平成二十九年十月十三日	平成三十年一月十一日

平成三十年一月二十二日

外務大臣　河野　太郎

平成二十九年九月十八日	
平成二十九年九月十八日	
平成二十九年九月十九日	
平成二十九年九月二十一日	
平成二十九年十月十七日	
平成二十九年十月二十四日	
平成二十九年十一月六日	
平成二十九年十二月四日	
平成二十九年十二月二十日	
平成二十九年十二月二十日	
平成二十九年十二月二十一日	
平成二十九年十二月二十一日	
平成二十九年十二月二十四日	
平成三十年三月十三日	

○財務省告示第二十号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成三十年一月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

区分	額
物品等の調達契約	千五百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	六億八千万円
特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	六千八百万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	千五百万円

○農林水産省告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下高井郡山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県飯山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。